

平成26年4月21日

横浜市会議長

佐藤 祐文 様

減災対策推進特別委員会

委員長 源 波 正 保

減災対策推進特別委員会中間報告書

本委員会の付議事件に関して、活動の概要を報告します。

1 付議事件

減災及び防災対策の推進に関すること。

2 調査・研究テーマ

自助・共助を進める公助の取り組みについて

3 調査・研究テーマ選定理由、委員会運営方法

東日本大震災を踏まえ、本市においては、被害想定の見直しやよこはま地震防災市民憲章の制定、減災目標を盛り込んだ横浜市防災計画「震災対策編」の修正、減災目標のアクションプランである横浜市地震防災戦略の策定など、発災時の被害を最小限に食い止められるよう、さまざまな取り組みが行われているところである。議会においても横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例が制定されるなど、減災を進めるに当たっての自助及び共助の重要性、そしてこれを推進するための行政の役割が強く求められている。

今年度の本委員会では、自助、共助、公助の役割を明確にした上で、地域における防災力をより一層高める仕組みづくりや施設の整備など、本市減災目標の達成に必要な公助の役割について、事例の検証、現地視察や専門家からの意見聴取などを行い、調査・研究を行うこととした。

〔横浜市地震防災戦略（平成34年度の目標）〕

策定から10年後（平成34年度）の減災目標については、実現可能性などを考慮し、3つの基本目標に9つの目標を定め、目標達成のための施策及び行動計画がそれぞれ設定されている。

<基本目標Ⅰ>被害を最小限に抑える

目標1：死者数50%減少（約3260人から約1630人減少）

目標2：避難者数40%減少（約57万7000人から約23万8000人減少）

目標3：建物被害棟数（全壊・消失）50%減少

（約11万2000棟から約5万6000棟減少）

<基本目標Ⅱ>発災時の混乱を抑え、市民の命を守る

目標1：帰宅困難者の安全確保

目標2：災害対策本部機能の強化と適切な情報発信

目標 3 : 医療、緊急時の交通の確保

<基本目標Ⅲ>被災者の支援と早期復興を図る

目標 1 : 避難者の安全・安心の確保

目標 2 : 被災者の早期生活再建支援

目標 3 : 被災中小企業支援など早期の経済再生

4 委員会活動の経緯

(1) 委員会

ア 平成 25 年 6 月 6 日開催

本年度の委員会運営方法について、委員間での意見交換を行った。

イ 平成 25 年 8 月 2 日開催

本年度の委員会運営方法を決定し、調査・研究テーマを「自助・共助を進める公助の取り組みについて」とした。

調査・研究テーマに関連する施策を行っている局から次の施策について説明を聴取し、その後意見交換を行った。

- ・自助、共助、公助の役割について
- ・発災時の物資の供給について
- ・木造住宅に関する防災対策について

〔 木造住宅密集市街地対策について
木造住宅耐震化促進について

※出席局：政策局、総務局、経済局、建築局、道路局、港湾局

ウ 平成 25 年 10 月 1 日開催

調査・研究テーマに関連する施策を行っている局から次の施策について説明を聴取し、その後意見交換を行った。

- ・災害時医療体制について
- ・災害時要援護者避難支援について
- ・内水ハザードマップの策定について

※出席局：総務局、健康福祉局、環境創造局、消防局

エ 平成 25 年 10 月 31 日開催

本委員会の付議事件に関連して、参考人を招致し、次回委員会で意見聴取

を行うことを決定した。

参考人：株式会社 Z O A S 代表取締役社長 浅野 竜一氏

案件名：自助・共助を進める公助の取り組みについて

オ 平成 25 年 12 月 2 日開催

参考人からの意見聴取を行い、公助として求められる本市の役割等について意見交換を行った。

※出席局：総務局

カ 平成 26 年 2 月 10 日開催

調査・研究テーマに関連する施策を行っている局から次の施策について説明を聴取し、その後意見交換を行った。

・減災に向けた防災情報の浸透・活用策について

〔 自助、共助を進めるための具体的な公助の取り組みについて
防災教育の推進について
横浜市民防災センターを活用した減災行動普及啓発について

・横浜市防災計画「風水害対策編」及び「都市災害対策編」の修正

その後、本委員会報告書の構成案について意見交換を行い、内容を確認した。

※出席局：総務局、消防局、教育委員会事務局

キ 平成 26 年 4 月 21 日開催

委員会報告書案について意見交換を行い、報告書を確定した。

※出席局：総務局

(2) 視察

本委員会では、調査・研究テーマの検討に資するため、次のとおり視察を行った。

ア 新潟県（平成 25 年 11 月 11 日～12 日）

源波正保委員長、加納重雄委員、斉藤伸一委員

・災害・復興科学研究所地域安全科学部門における災害医療分野の研究について

（視察先）新潟大学災害・復興科学研究所（新潟市）

・災害に強い島づくりについて

(視察先) 佐渡市

イ 熊本県 (平成25年11月14日～15日)

菅野義矩委員

- ・災害時の要援護者の避難支援対策について

(視察先) 熊本県

- ・スマートひかりタウン熊本における住民参加型ハザードマップ作成サービスのフィールドトライアルについて

(視察先) 熊本市

ウ 大分県 (平成26年3月26日～27日)

森敏明委員

- ・地震津波用避難シェルターについて

(視察先) 株式会社ポンド (別府市)

- ・減災に関する出前講座の取り組みについて

(視察先) 特定非営利活動法人大分県防災活動支援センター (大分市)

5 調査・研究テーマに関連する本市の取り組み

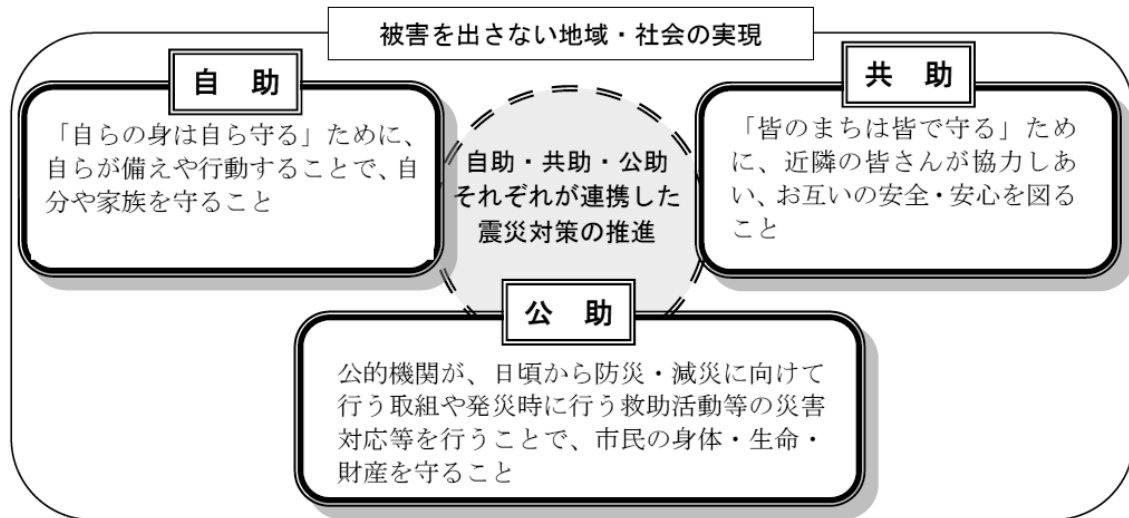
本委員会では、付議事件に関連する本市の施策について、関係局より説明を聴取した。

(1) 自助、共助、公助の役割について (総務局)

東日本大震災の経験などから、災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、災害による被害を少なくする「減災」という視点に立った取り組みが重要で、行政も被災する中で、家族や近隣住民、地域の助け合いによって多くの命が助けられたという報告もあったことから、減災社会を実現するためには、自助、共助が不可欠であるという教訓を得た。

本市においては被害を出さない地域・社会の実現を目指し、自助・共助を強力に推進するため、自助、共助、公助それぞれが連携した震災対策を推進するとともに、よこはま地震防災市民憲章や横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例を制定し、自助・共助を強力に進めることとした。その上で行政は、自助・共助の役割を市民に周知し、市民が行動に移していけるような、自助・共助を支える公助の取り組みを一層進めていく必要がある。

[自助・共助・公助の役割]



自助・共助を支える公助の取り組みとして「ハードの整備」「制度・仕組みづくり」「知識の普及、人材育成」という3つの分野で取り組みを進めている。

<ハードの整備>

- ・避難所の確保、指定
- ・津波警報伝達システムの整備
- ・ハザードマップの作成
- ・備蓄物資確保、備蓄倉庫整備

<制度・仕組みづくり>

- ・民間建築物の耐震補強の促進
- ・地域防災拠点の整備
- ・避難情報等の住民、事業者への速やかな伝達
- ・津波避難施設の指定
- ・帰宅支援施設の確保

<知識の普及、人材の育成>

- ・社会教育、学校教育等を通じた防災教育の充実
- ・地域において防災対策を担う人材の育成
- ・防災訓練の実施
- ・防災知識の普及と情報提供
- ・津波からの避難に関するガイドライン策定

また、東日本大震災に係る被災地支援として、本市は仙台市、福島市、気仙沼市、石巻市、宮城県南三陸町、宮城県山元町、福島県双葉地方広域市町村圏組合などに対し、延べ3653人の職員を派遣している（平成25年6月30日現在）。仙台市、陸前高田市などに対しては、毛布、トイレパックなどの物資の支援を行っている。

〔時間軸による「自助」「共助」「公助」の主な役割や取り組み〕

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日以降）
自助	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入 家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施 家族等との連絡方法の確認 災害危険箇所・避難所等の確認 防災訓練への積極的な参加 基本的な防災知識の習得 食料・飲料水等の備蓄 帰宅困難者にならないための事前の備え（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等） 火災、津波からの避難 住民自身による初期消火 被災者の避難所への避難、在宅の被災生活 災害関連情報の収集 帰宅困難への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難） 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の補修、建て替え 疎開
	<ul style="list-style-type: none"> 災害危険箇所・避難所等の確認 いっつき避難場所の選定 近隣住民の安否確認方法の確認 災害時要援護者の見守り ・防災訓練の実施 ・町の防災組織による住民への普及啓発 ⇒地域の防災力の向上（自助の取組を支援） 食糧・物資の協定（事業所と地域間等） 帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） ・従業員への教育 ・食糧・飲料水等の備蓄 ・滞在スペースの準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民や自主防災組織による初期消火 近隣住民による負傷者の救出 近隣住民の安否確認 避難誘導 地域住民による避難所運営 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援 要援護者の被災生活の支援 災害関連情報の収集 在宅被災者に対する個別的な支援活動 町の防災組織、地域防災拠点運営委員会への協力 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力 協定による食糧・物資の提供（事業所と地域間等） 帰宅困難者一時滞在施設の開放 一斉帰宅の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の被災生活の支援 在宅被災者に対する個別的な支援活動 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力
公助	<ul style="list-style-type: none"> ハードの整備 公共建築物の耐震強化 避難場所の確保・指定 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 津波対策 ・防潮堤、護岸の整備、 ・海拔標示 ・津波警報伝達システムの整備 ハザードマップの作成 消防力の強化（公設・消防団）、消防水利の整備 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の耐震対策 備蓄物資の確保、備蓄庫の整備 制度・仕組みづくり 民間建築物の耐震補強の促進 避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達 地域防災拠点の整備 緊急輸送路の指定 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 津波対策 ・津波からの避難に関するガイドラインの策定 ・津波避難施設の指定 帰宅支援施設の確保 主要駅等における混乱防止対策の充実 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 学校児童生徒の留め置き計画 知識の普及、人材の育成（自助・共助の取組を支援） 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 地域において防災対策を担う人材の育成 ・町の防災組織への育成指導 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 防災知識の普及と情報の提供 行政等公共機関の災害対応力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 市・区災害対策本部の設置 被害情報の集約 行政機関への応援要請 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援 消防隊、消防団による消火活動 消防隊、応援隊による救助・救急活動 遺体の取扱い・火葬 応急給水、食料、生活必需品の供給 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）復旧対応 救援物資の要請、受入れ・配分 応急危険度判定の実施 被災者の住宅確保・応急修理 避難所の支援 災害関連情報の広報 災害廃棄物の処理（し尿・ごみ） 緊急交通路・緊急輸送路の確保 災害廃棄物の処理（解体・有害廃棄物） 応急医療の実施 ・災害拠点病院その他医療機関での負傷者受け入れ ・医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療等 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者対策滞在施設への避難誘導 学校児童生徒の留め置き 臨時休校措置 被災者の生活支援 ・生活相談、職業のあっせん ・各種支援金、見舞金の給付 ・被害認定調査の実施、被災証明の発行 ・公共料金の減免・融資等 被災者の心と身体の健康維持 臨時休校措置・授業再開計画 復興支援 震災復興本部の設置 ・震災復興ガイドラインの策定 ・都市復興の基本方針の策定 ・震災復興基本計画の策定 ・地区別整備計画 ・地区別細部計画の提示 地域経済の復興支援 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活支援 被災者の心と身体の健康維持 臨時休校措置・授業再開計画 復興支援 震災復興本部の設置 震災復興ガイドラインの策定 都市復興の基本方針の策定 震災復興基本計画の策定 地区別整備計画 地区別細部計画の提示 地域経済の復興支援

太枠：人命にかかわる対応

【横浜市防災計画（震災対策編）より抜粋】

(2) 発災時の物資の供給について（経済局、総務局、道路局、港湾局）

ア 発災時の体制

平成25年3月に修正された横浜市防災計画「震災対策編」では、地震発生時に局を超えて迅速な意思決定と柔軟かつ的確な対応を行うため、複数局を統合した17の機能別チームが設置された。

機能別チームの一つである物資チームは、被災者が食料や自炊手段、生活必需品を失った際に本市が速やかに物資を供給する応急対策を実施するため、主管局である経済局のほか、総務局、道路局、港湾局など計10局で構成されている。

〔物資チームの構成局及び事務分掌〕

構成局	事務分掌
経済局（主管局）	1 物資に係る全般統制に関する事。
政策局	2 協定に基づく食料・生活必需品等の調達に関する事。
総務局	3 備蓄物資の供給に関する事。
財政局	4 他都市等への救援物資の要請・受入れに関する事。
健康福祉局	5 物資の配分・供給に関する事。（給水作業に関する事を除く。）
環境創造局	6 被災者の物資ニーズの全市的集約に関する事。
資源循環局	7 米軍からの救援物資の受入れに関する事。
道路局	8 海外都市・各国大使館からの救援物資の受入れに関する事。
港湾局	9 物資輸送に係る自衛隊への支援要請・調整に関する事。
交通局	

出典：横浜市防災計画「震災対策編」

イ 供給方法

< 発災直後からおおむね3日間 >

避難所等の被災者ニーズ把握や区災害対策本部等からの物資要請が困難となる可能性があることから、必要物資を迅速に提供するため、要請がなくても必要不可欠な物資を避難所等に供給するプッシュ型とする。

< 発災から4日目以降 >

被災者ニーズを把握し、区災害対策本部からの要請に基づいて提供するプル型で供給する。

ウ 物資の調達

< 市災害対策本部（物資チーム） >

地域防災拠点などの備蓄物資に不足が生じた場合、市内に事業所を有する事業者（卸売業者、食料品製造業者、大規模小売業者等）との間で発災後3

日間を対象とした協定を今後締結し、あらかじめ協定で定める品目について市内事業所（工場、倉庫）から優先的に物資を調達する体制を構築する。

<区災害対策本部>

市災害対策本部が行う物資調達を補完するものとして、区内小売業者からの調達、市災害対策本部が締結する協定に基づく大手スーパー等からの店頭在庫の優先的調達などを行う。

<その他>

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定等に基づく他都市への救急物資の要請や災害救助法が適用された場合の神奈川県知事への物資の要請を行う。

エ 物流拠点の運営

各物流拠点を運営するため、協定に基づき基幹物流業者に市物流拠点の開設を要請する。専門の機材、人材を有する基幹物流業者（日本通運株式会社）の4カ所の倉庫（本牧、綾瀬、川崎北、鎌倉各物流センター）を使って市物流拠点を開設し、在庫管理、荷さばき業務等を実施する。各物流拠点の役割及び位置については次のとおりである。

<市物流拠点>

市物流拠点では、協定に基づき調達した物資、他都市への要請等に基づき調達した物資などの仕分け、区集配拠点等への供給を行う。市物流拠点（基幹物流業者倉庫）のうち本牧物流センターは海上輸送が可能である。

<市予備的物流拠点>

市物流拠点を補完する拠点として、市施設4カ所（パシフィコ横浜展示ホール、横浜アリーナ、岸根公園、入船公園）及び海上輸送基地4カ所（みなとみらい1・2号岸壁、山内ふ頭岸壁、金沢木材ふ頭岸壁、浮体式防災基地）を規定している。

<区集配拠点>

市立高校、小中学校等から原則1カ所以上を事前に選定し、受け入れた物資の仕分け及び各地域防災拠点に供給する。

オ 物資の輸送手段

協定に基づき、基幹物流業者及び支援物流業者に輸送を要請する。

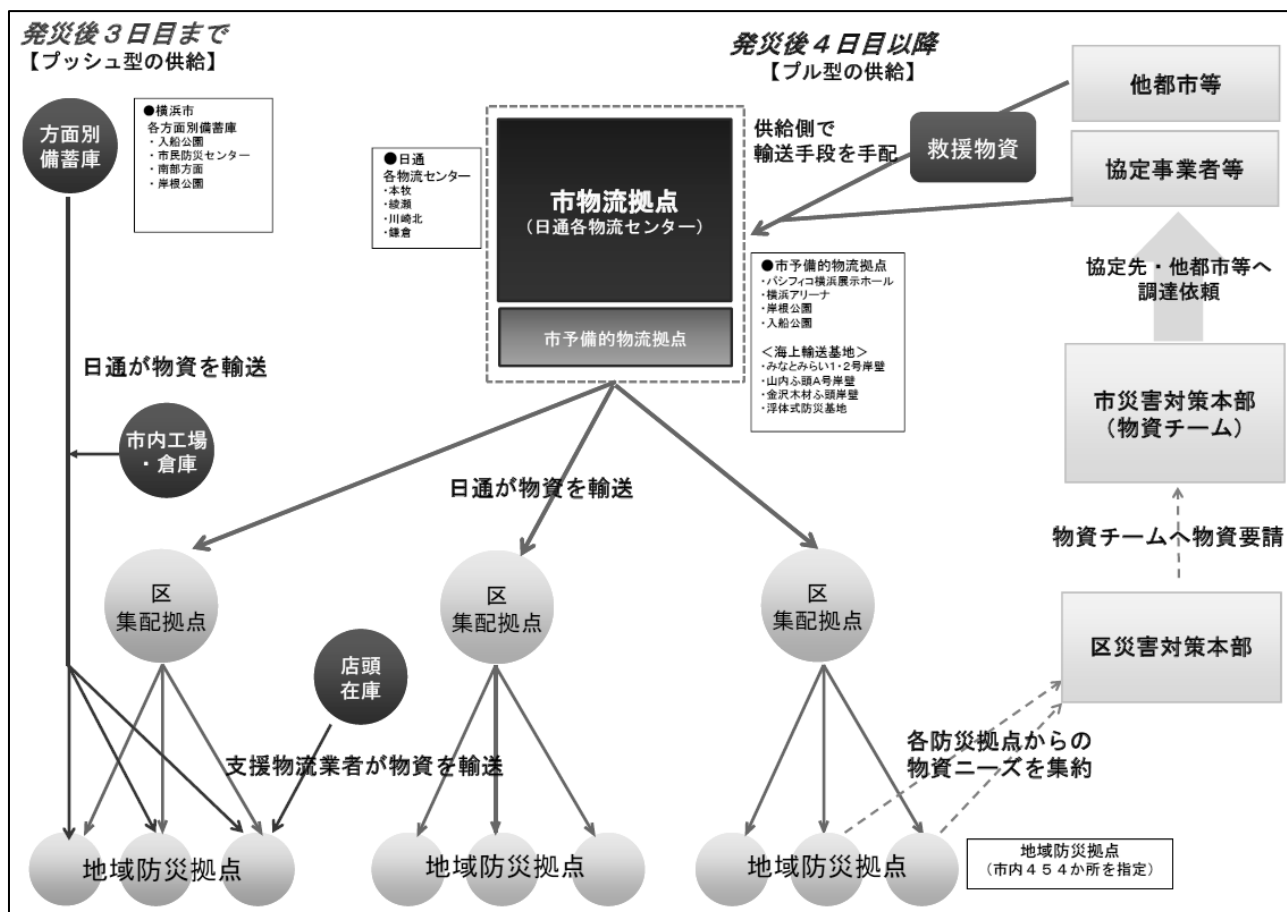
<基幹物流業者>

プッシュ型供給（発災後3日目まで）の輸送（市内4カ所の方面別備蓄庫（入船公園、横浜市民防災センター、南部方面、岸根公園）等から地域防災拠点へ物資を供給）、市物流拠点から区集配拠点への輸送を行う。

<支援物流業者>

区集配拠点から地域防災拠点への輸送を行う。

〔物資輸送の流れ〕



(3) 木造住宅に関する防災対策について

ア 木造住宅密集市街地対策について（政策局）

(ア) いえ・みち まち改善事業

<事業概要>

防災上課題のある密集住宅市街地（23地域、660ヘクタール）において、地域住民との協働による防災まちづくりを推進することを目的とし平成15年度から実施している。事業内容としては、組織づくり、計画づくり、事業実施の各段階における勉強会や協議会などの地域住民の取り組みに対し、専門的助言や活動費・整備費の助成などの支援を行っている。

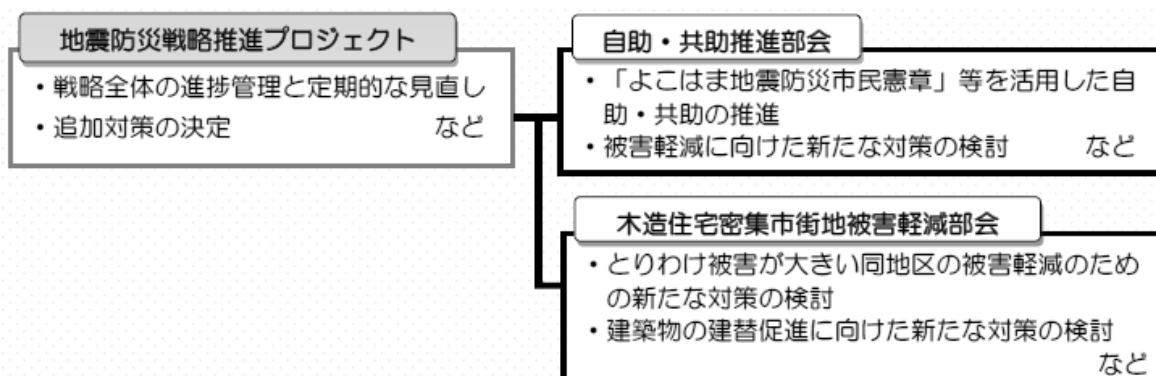
< 取り組み状況 >

協議会が設置されている11地区では、町歩き、防災イベント、まちづくりニュースの発行など改善に向けた活動が活発に行われている。また、国の補助事業である住宅市街地総合整備事業を活用し、狭隘道路の拡幅整備、広場・公園の整備、老朽建築物の建てかえ促進など、地域の実情に合わせきめ細かい改善を実施している。うち8地区では協議会により地域の課題や町の将来像を地域住民が主体的に描く防災まちづくり計画が策定されている。

(イ) 木造住宅密集市街地被害軽減部会の設置

横浜市地震防災戦略を着実に進めるため、平成25年4月、事業推進に係る課題の検討、新たな対策の決定、調整などを行う地震防災戦略推進プロジェクトが設置された。特に火災延焼被害については、既存事業だけではなく、市内横断的に新たな施策を検討・実施することが必要不可欠であることから、本プロジェクトのもとに木造住宅密集市街地被害軽減部会を設置している。

〔横浜市地震防災戦略推進体制〕



（出典：横浜市地震防災戦略）

(ウ) 木造住宅密集市街地対策を展開する上での課題

< 大都市の被害特性 >

木造密集市街地を多く抱える首都圏エリアでは、火災延焼による被害が最も懸念される。

〔横浜市地震被害想定（平成24年10月公表）〕

被害項目	焼失棟数	火災延焼 死者
元禄型関東地震	77,700棟	1,548人

<対策地区の精査・分類>

本市地震被害想定の結果では、いえ・みち まち改善事業が実施されている防災上課題のある密集住宅市街地（23地域、660ヘクタール）以外でも、火災による被害が大きく想定される地域が広く存在している。

<スピードアップの視点>

人や財源等の制約がある中、各施策実現に要する時間等を鑑み、取り組みの選択と集中といったスピードアップの視点が不可欠である。

<新規施策の立案>

従来実施していなかった対策についても、施策効果を踏まえた上で導入を検討する必要がある。

(エ) 木造住宅密集市街地被害軽減部会の検討内容

本部会では平成26年度以降の事業化を見据えた各施策案の効果、検証を行い、内容の精査を行う。

<検討の視点>

- ・住民協働のまちづくりを尊重しつつ、行政が主体となった取り組みを積極的に導入する。
- ・減災目標年次（平成34年度）までの間、新規施策を含め、重点的に施策展開する地区を対象重点地区と位置づけ、当該地区を延焼危険度等を踏まえて更に分類し、分類ごとに優先順位に応じた施策メニューを設計する。

<施策メニュー案>

- ・延焼遮断帯の形成（燃え広がらない町）
延焼クラスター内の都市計画道路の早期整備等
- ・延焼遅延化の促進（燃えがたい町）
新たな防火規制導入、老朽建築物除却の促進、建築物の不燃化建てかえの促進
- ・避難・消火迅速化の促進
出火防止・初期消火対策の強化等、狭隘道路の拡幅整備、小広場の整備、やわらかな区画整理

・地域住民への支援等

地域における個別相談・合意形成の円滑化支援、税制による支援

< 庁内推進体制の強化 >

木造住宅密集市街地対策の新たな取り組みを集中的、効率的に推進するための体制づくりの検討

イ 木造住宅耐震化促進について（建築局）

（ア）本市の木造住宅耐震促進施策の変遷

本市では平成7年に発生した阪神・淡路大震災を受け、同年10月から無料の耐震診断制度を創設し、その後もさまざまな住宅耐震化関連施策を実施している。

〔住宅の耐震化関連制度体系図〕



※) マンション及び特定建築物に対しては、別途耐震改修事業があります。

（イ）木造住宅耐震促進施策の概要と実績

< 木造住宅耐震診断士派遣事業 >

市長が認定した耐震診断士（平成25年7月現在180人）を派遣し、耐

震診断を実施する。診断結果は上部構造評点（地震に対する強度をあらわす指標）であらわされ、評点1.0未満が耐震改修の必要な住宅となる。

・費用負担

持家：無料 貸家・空家：1万円

・対象建築物

昭和56年5月末日以前に建築確認を取得し建築された2階建て以下の木造住宅（ツーバイフォー住宅、プレハブ住宅、軽量鉄骨住宅を除く）

（市内の木造住宅の総数（平成20年住宅・土地統計調査））

木造住宅：67万6700戸

※うち昭和55年以前に建築された一戸建て（持ち家）

: 16万5780戸

・累計実績（平成24年度末現在）

持ち家：2万7657戸 貸し家・空き家：274戸

<木造住宅訪問相談事業>

本市の耐震診断の結果、耐震改修が必要（上部構造評点1.0未満）と判定された住宅（診断前でも可）に希望に応じて相談員を無料で派遣し、耐震改修工事の一般的な流れや方法、改修計画の概要や概算費用等を説明する。

・累計実績（平成24年度末現在）

4515件（診断前訪問相談を含む）

<出前講座>

昭和56年以前の木造戸建て住宅の所有者を中心とする5人以上のグループを対象として、町内会館等で耐震の専門家を派遣して住宅の耐震化に関する出前講座を実施する。

・累計実績（平成24年度末現在）

137件

<木造住宅耐震改修促進事業（全体改修）>

本市の耐震診断の結果耐震改修が必要（上部構造評点1.0未満）と判定された住宅が耐震改修工事（改修後に上部構造評点が1.0以上となる工事）を行う場合、費用の一部を補助する。

・補助限度額

（平成25年12月27日設計申請分まで補助額を75万円増額）

一般世帯：225万円（設計20万円、工事205万円）

非課税世帯：300万円（設計30万円、工事270万円）

・累計実績（平成24年度末現在）

申請：3392件 完了：2026件

・平均費用（平成24年以降の補助金交付を対象）

設計費用：40万円 工事費用：310万円

<木造住宅一部耐震改修促進事業>

地震発生時の木造密集市街地の被害の軽減を目的とし、倒壊の原因となりやすい1階部分のみ耐震改修を実施する場合、費用の一部を補助する。

・対象建築物

いえ・みち まち改善事業対象地区のうち協議会のある11地区の住宅で本市の耐震診断の結果、耐震改修が必要（上部構造評点1.0未満）と判定された住宅が耐震改修工事（改修後に建物の1階部分の上部構造評点が1.0以上となる工事）を行う場合、費用の一部を補助する。

・補助限度額

一般世帯：100万円（設計15万円、工事85万円）

非課税世帯：150万円（設計20万円、工事130万円）

・累計実績（平成24年度末現在）

3件

<設計・施工事業者登録制度>

所定の講習会の受講等を行った事業者を登録する制度で、本市の補助制度を利用する耐震改修工事については、原則として登録された事業者が設計・施工を行うことができるとしている（登録有効期限：2年間）。

・登録事業者数（平成25年6月現在）

市内業者：570社

<防災ベッド等設置推進事業>

昭和56年5月末日以前の建築確認により建築された2階建て以下の木造住宅に居住する方が防災ベッドや耐震シェルターを設置する場合、その

費用の一部を補助する。

- ・補助限度額

設置費用に対し上限10万円

- ・累計実績（平成24年度末現在）

47件

(ウ) 住宅耐震促進に係る主な取り組みの概要

横浜市耐震改修促進計画では、平成18年度から平成27年度の10年間で住宅の耐震化率を90%とすることを目標にしており、耐震改修促進事業により約4000戸の木造住宅及びマンションの耐震化を促進していくことを定めて事業を進めている。市民への啓発・PRとして広報よこはま等の広報媒体の活用、各種イベントへの参加、パンフレットの一斉配布などを行っている。

(4) 災害時医療体制について（健康福祉局、消防局）

東日本大震災に伴う医療支援活動で得られた教訓や災害医学に基づく医療活動の基本的考え方を踏まえ、新たな災害医療体制について横浜市防災計画「震災対策編」を修正した。

ア 総合調整・指揮機能の強化

(ア) 市医療調整チームの設置

- ・区医療調整班との調整
- ・市医師会、市病院協会、市薬剤師会等との調整
- ・県医療救護本部との調整

(イ) 市及び区への災害医療アドバイザーの配置

市や区の災害対策本部が行う医療調整業務について、医学的見地からの助言、指示、調整等に協力する医師を災害医療アドバイザーとして配置する（市医師会医師3人、市内救命救急センター医師3人：計6人）。

(ウ) 市及び区への災害医療連絡会議の設置

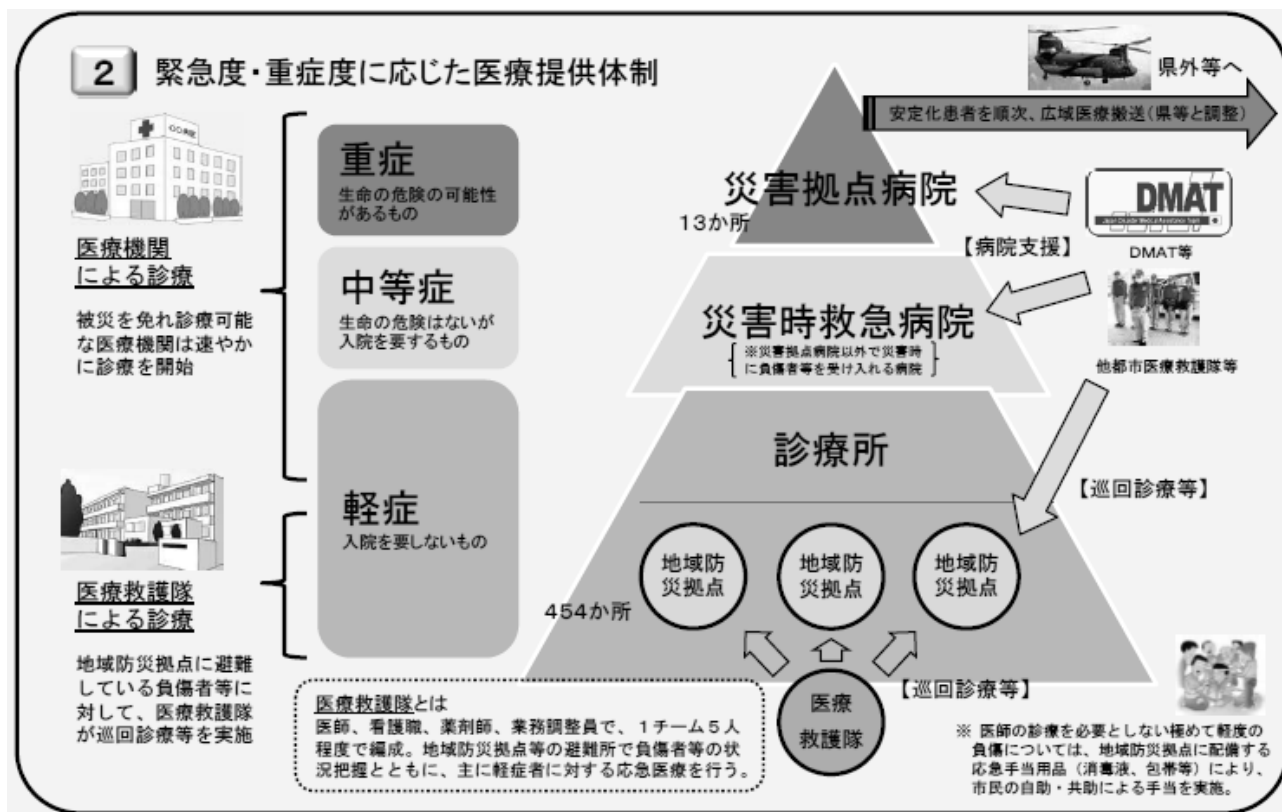
平時から意見交換、情報共有を行い、発災時には定期的を開催して連携を図る。

(エ) 情報通信体制の整備

- ・情報通信体制の確立、平時からの通信訓練の実施

- ・通信機器の複線化（38カ所）
- 衛星携帯電話（平成24年度整備済み）
- MCA無線機（平成25年度整備予定）

イ 緊急度・重症度に応じた医療提供体制



ウ 医薬品等の備蓄及び供給体制

- ・医療救護隊が用いる医薬品は市薬剤師会の協力を得て、地域の薬局で流通備蓄を行う。
- ・備蓄品で医薬品が不足する場合は、薬局の在庫医薬品を医療救護隊へ提供する。
- ・医薬品がさらに不足する場合は、市内医薬品卸会社5社との協定に基づき供給を要請する。
- ・必要に応じて県医療救護本部を介しての調達や他都市からの救援医薬品も最大限に活用する。

(5) 災害時要援護者避難支援について（総務局、健康福祉局）

本市では、発災時の避難行動等に対応することが難しくその後の生活にさまざまな困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者について、自助、共助を

基本とした地域による自主的な見守りや支え合いを推進するとともに、地域防災拠点や特別避難場所等での避難生活に備えた備蓄の確保や受け入れ態勢の整備、要援護者の個人情報の提供といった公助の取り組みを推進している。

ア 市、地域、事業者（福祉サービス事業者等）の役割

本市の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災拠点での生活が困難な要援護者のための特別避難場所の施設確保・開設 2 災害に備えた関係機関・団体等との連携強化 3 要援護者を地域で支える体制づくりの支援 4 希望する自主防災組織等への本市が保有する要援護者の個人情報の提供
地域の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に備えた日ごろからの要援護者との関係づくり、災害に備えた対応の検討、要援護者が参加する避難訓練の実施、要援護者の名簿づくり等 2 災害発生時における要援護者の安否確認、避難支援等
事業者の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が災害に備えた準備をする際の支援、日ごろからの利用者と地域との関係づくり支援 2 災害発生時における利用者の安否確認、避難支援への協力等

イ 災害に備えた日ごろからの地域の支え合い

要援護者の災害時における迅速な安否確認、避難支援等には地域の共助が大きな力を発揮する。本市では約7割の地域（単位町内会単位）で要援護者名簿の作成等の取り組みが行われている（平成25年4月末現在）。

（参考）本市災害時要援護者名簿登載者数（名簿は各区役所で保管）

13万2653人（平成25年4月1日現在）

ウ 地域防災拠点における要援護者用スペースの確保等

要援護者は身体の安全や健康の維持について特段の配慮が必要であることから、地域防災拠点運営委員会は地域の住民と協力し要援護者用スペース及び介護者や介護用資機材のためのスペースの確保（要援護者用におおむね3教室程度を確保、障害の特性に配慮した情報伝達）に努めることとしている。

盲導犬等の身体障害者補助犬と生活をしている場合は、このスペースで避難生活ができるものとしている。

(参考) 要援護者用の地域防災拠点の備蓄品 (1拠点当たり)

	品目	備考
食料	おかゆ	高齢者、乳幼児用
	スープ	高齢者
	粉ミルク・哺乳瓶	
生活用品	高齢者用紙おむつ	
	乳幼児用紙おむつ	
	生理用品	
	テント	更衣、授乳スペース用
	コミュニケーションボード	

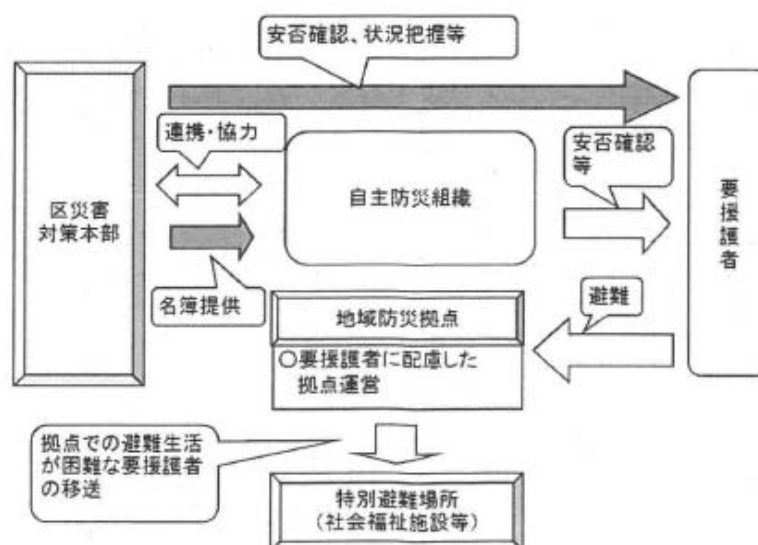
エ 特別避難場所の指定等

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者については、特別避難場所に移送し対応する。特別避難場所として市内社会福祉施設のうち427施設（公設148施設、民設279施設）と避難場所の開設や運営に関する事項を定めた協定を締結し（平成25年7月31日現在）、避難生活に必要な食料、水、生活用品等の応急備蓄物資を整備している。特別避難場所への受け入れは、援護の必要性の高い者を優先とし、区災害対策本部長が決定する。

オ 在宅要援護者への支援

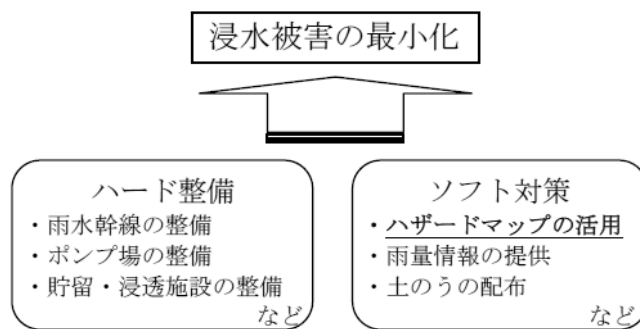
自宅等で避難生活を送る要援護者への物資の配付や情報伝達といった支援は、自主防災組織が中心となって地域防災拠点と要援護者の間をつないでいく。また、区災害対策本部保健活動グループにより要援護者の健康状態、生活状況等を把握し、必要な支援を行う。

〔発災時における要援護者支援の流れ〕



(6) 内水ハザードマップの策定について（環境創造局）

近年、局地的集中豪雨が増加し各都市で大きな被害をもたらしていることから、本市においても下水道の整備水準を超える雨が増加しており、浸水被害のリスクが高まっている。雨水幹線等のハード整備とあわせ、ソフト対策の一つとして内水ハザードマップ（大雨時に想定される下水道や水路に起因した浸水区域や水深などの情報をまとめたマップ）を策定し、既に公表されている洪水ハザードマップ（河川からの氾濫による浸水区域などを示したマップ：参考図）とあわせて、浸水ハザードマップとして公表し、市民の水害に対する防災意識を高め、自助、共助を促し被害の最小化を図る。



ア マップの構成、公表方法

(ア) 浸水（内水・洪水）ハザードマップの構成

- ・内水ハザードマップと洪水ハザードマップ（参考図）を並列に記載
- ・浸水した際に危険な道路の地下通路を記載
- ・洪水と内水の違いや雨水ますの清掃等日ごろからの備えについて記載

(イ) 作成単位、公表方法

マップは行政区ごとに作成し、マップとインターネットで公表する。

イ 策定の経緯

	項目	H23	H24	H25	H26
1年目	基礎調査	南部方面	北部方面		
2年目	シミュレーション実施		南部方面	北部方面	
3年目	公表に向けた調整			南部方面	北部方面

【参考】

南部方面：中、南、港南、磯子、金沢、戸塚、栄、泉、瀬谷

北部方面：鶴見、神奈川、西、保土ヶ谷、旭、港北、緑、青葉、都筑

(7) 減災に向けた防災情報の浸透・活用策について

ア 自助、共助を進めるための具体的な公助の取り組み（総務局）

(ア) パンフレット「わが家の地震対策」を活用した啓発

家庭や地域における減災行動を進める話し合いに活用できるような内容を掲載し、全家庭に常備できるように、平成25年6月に全戸に配布した。

<内容>

日ごろからの備え（最低3日分の備蓄）や発災後の対応に必要な情報（災害時の身の安全、避難生活での注意事項）、震度・液状化・津波浸水等のハザードマップなどを掲載し18区別に作成。



<利活用促進の取り組み>

- ・パンフレットを活用して地域で説明会等が開催できるよう、地域向けマニュアル等を整備。
- ・自治会町内会が開催した防災に関する勉強会に区の職員が出向き、参加者にパンフレットを持参してもらい、教材として説明。
- ・連合町内会等でパンフレットを使用し、日ごろの備え、発災後の行動、新たな想定地震による被害などについて周知。
- ・パンフレットの映像版を作成（区役所窓口での貸し出し、ケーブルテレビや区役所窓口での放映、ホームページでの公開）。
- ・ホームページから自由にダウンロードができるように公開。
- ・各種イベントでのチラシ配布、パネル展示。

(イ) ホームページを通じた啓発

現行のホームページの項目別の構成について、他都市のホームページなども参考にしながら、市民が活用しやすいような構成（自助、共助、公助の視点を取り入れるなど）に改善する。

(ウ) 町の防災組織への啓発

- ・地域コミュニティーを生かした共助を推進するため、平成24年度末に作成した「町の防災組織への啓発ガイドライン」を活用し、区役所や消防署が地域に出向いて防災指導を行う。

- ・自治会町内会等に対してリーフレット「まちの防災 共助のススメ」を平成26年3月に配布し、区役所や消防署を中心とした普及啓発を行う。

(エ) 今後の取り組み

- ・地域の防災活動を牽引する人材育成の実施
- ・自助、共助の先進的な取り組みを取り上げた事例集の発行

イ 市立学校における防災教育の推進（教育委員会事務局）

(ア) 本市教育委員会の主な取り組み

防災教育について平成25年3月に文部科学省が発行した学校防災のための参考資料には、「防災に関する基礎知識と防災に関する組織活動を両輪にして、児童生徒が体験的・実践的に知識を理解することで、地域の一員としての自覚や社会に参画していこうという態度を養う防災教育」と示されている。

本市教育委員会では、平成23年7月に東日本大震災を受け、防災リテラシーの育成、自助力・共助力の育成、人間としての生き方・命の大切さを考える力の育成を盛り込み、横浜市学校防災計画を改訂した。

以降、横浜市防災計画の修正を受けた横浜市学校防災計画の改訂や横浜市防災教育の指針・指導資料の作成・配布、学校安全研修の実施、よこはま地震防災市民憲章の全校配付などを行っている。

(イ) 横浜市防災教育の指針・指導資料

防災教育の目的を達成するため、学校では学習指導要領に基づき各教科、道徳、特別活動等の教育活動全体を通して体系的に防災教育を進めていくことが求められているが、平成25年8月に作成・配付された横浜市防災教育の指針・指導資料では、子供たちの発達段階に応じた防災教育の目標と指導内容（自助の大切さを全ての発達段階で扱い、児童生徒の実態に応じて指導内容を工夫し、自助の育成から徐々に共助や公助の育成にシフトする）を取り上げている。



(ウ) 具体的な取り組み例

<小学校>

- ・ 社会科「自然災害を防ぐ」
- ・ 理科「土地のつくりと変化」(火山・地震)
- ・ 学校・地域・保護者が連携した防災教育
- ・ P T Aや地域主催の防災キャンプへの参加
- ・ 消防署と連携した定期的な避難訓練の実施

<中学校>

- ・ 保健体育「傷害の防止」(心肺蘇生、災害への備え等)
- ・ 理科「地震の伝わり方、自然の恵みと災害」等
- ・ 小中一貫ブロックで取り組む合同防災訓練
- ・ 地域による避難所開設訓練への参加
- ・ 消防署と連携した定期的な避難訓練の実施

(エ) 今後の取り組み

<教育委員会>

- ・ 学校安全推進校を方面別に小中学校各1校、計8校を設置し、地域と連携した防災訓練、小中学校で連携した防災への取り組み、指導資料を生かした指導の推進等を行い、その成果を各学校に情報発信する。
- ・ 体験を伴う教職員への研修を推進する。

<学校>

- ・ 家庭・地域・関係機関との連携を図った防災訓練を推進する。
- ・ 児童生徒の発達段階に応じた体験を伴う防災教育を推進する。

ウ 横浜市民防災センターを活用した減災行動普及啓発(消防局)

(ア) 経緯

横浜市民防災センターは、市民防災研修の場として、展示施設、地震体験、視聴覚研修などを通じて防災知識の普及を図るため、昭和58年に見て学ぶ施設として開設された。開設時は「地震」「火災」の二つに区分し地震や煙道カプセル等を体験し知識を学ぶ構成であったが、安全安心都市の実現に向け、平成7年に各種シミュレーター等を導入した総合的な防災実践が体験できる施設に全面リニューアルが行われた。

(イ) 減災行動普及啓発の状況

< 体験展示室での学習 >

「知る」「体験する」「備える」の3つのゾーンで地震対策、風水害対策、火災予防などを体験的に学ぶことができる。

ゾーン	内容	主な展示等
「知る」	災害について基礎的な知識を学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害劇場：風、熱を再現する体感装置と迫力ある大型映像で、災害のおそろしさを知る ・たつまき、地震と地盤、地震と振動：模型で災害のメカニズムを知る
「体験する」	災害を模擬体験して適切な行動を学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> ・地震体験：大正関東地震、兵庫県南部地震、宮城県沖地震のそれぞれの揺れを体験 ・煙体験：有毒な火災時の煙を吸わないような避難方法を体験 ・暗闇体験：災害による夜間での停電時における避難行動を体験
「備える」	日常的な備えから災害時の心構えまで、被害を最小限に抑えるための対策を学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器の使い方：初期消火を实践できるように消火器の操作方法を身につける ・高層住宅の地震被害：地震後の高層住宅の居室内模型を展示し、転倒防止の重要性を学ぶ ・なぜ必要？非常持出し：災害発生直後は、食料や日用品の購入が困難であり備蓄の重要性を学ぶ

< 研修、講習会 >

救命講習、新人社員研修、防災講演会などの企画、協力。

< イベント等 >

消防フェア、ふれあいコンサート等の企画、協力。

[来館状況]

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	開館からの累計
団体	団体数	726	775	702	19,494
	人数	23,626	23,999	24,075	806,138
個人		14,992	18,446	17,320	547,258
来館者合計		38,618	42,445	41,395	1,353,396

(ウ) 課題

市内唯一の防災教育、体験施設であるが、平成7年の全面リニューアル以来19年が経過し、設備等の老朽化やふぐあいなども発生している。また、現在の展示では自助、共助の啓発を推進するためのコンテンツが不足している。

(エ) 再整備

施設が抱える課題を解決するとともに、東日本大震災を教訓とした市民及び地域の防災力を向上させ、横浜市地震防災戦略の減災目標を実現するため、よこはま地震防災市民憲章を具現化し、自助・共助の普及啓発を推進する中核施設として再整備を行う。

再整備のコンセプトは、自分の命を守る自助意識、お互いに助け合う共助意識の啓発と、その行動を起こすことができる人を育成する場としている。

(8) 横浜市防災計画「風水害対策編」及び「都市災害対策編」の修正（総務局）

横浜市防災計画「風水害対策編」及び「都市災害対策編」について、災害対策基本法の改正、国の指針の策定などを踏まえ、修正を行った。また、本市においても富士山等で大規模な噴火が発生した場合、火山灰による影響が予測されることから、火山災害対策を防災計画に新たに位置づけるなどの修正を行い、平成26年1月に開催された横浜市防災会議で承認された。

ア 風水害対策編の主な修正内容

(ア) 災害対策基本法の改正に伴う修正

- ・市民等への情報提供及び広報の手段としてICT技術等を活用した手段（SNS、緊急速報メール等）を追加。
- ・情報収集、伝達手段の整備について多重化・多様化を図り、複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備について規定。
- ・屋外に出るとかえって危険な状況となる場合に実施する「屋内での待避等の安全確保措置」の指示の発令を明確に規定（避難勧告等と同様、市災害対策本部長または区災害対策本部長が指示を発令）。

(イ) 気象業務法の改正に伴う気象等に関する新たな特別警報の運用開始

- ・特別警報発表時における本市の配備体制を規定。
- ・特別警報発表時に市があらゆる手段をもって周知の措置を実施し、あわせて直ちに命を守る行動をとるよう広報を行うことを規定。

(ウ) 水防法の改正に伴う浸水想定区域内における事業者の浸水防止等の取り組み強化

- ・区から洪水予報等を伝達する事業所等に地下街等、要援護者施設のほか

大規模工場等を追加。

- ・浸水防止計画等の作成、訓練実施及び自衛水防組織の設置を事業者等の措置事項として追加。

	地下街等	災害時要援護者施設	大規模工場等 (申出のあった施設のみ)
事業所の措置の実施	義務	努力義務	努力義務
事業所の措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施 ・自衛水防組織の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成 ・訓練の実施 ・自衛水防組織の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施 ・自衛水防組織の設置
市の実施する措置	洪水予報等の伝達	洪水予報等の伝達	洪水予報等の伝達

※アンダーラインが今回追加されるもの

(エ) 火山災害対策の新設

国の広域的な火山防災対策に係る検討会などにおいて、国や自治体を実施すべき事項などについて提言が示された。本市においても富士山等で大規模な噴火が発生した場合に火山灰による大きな影響が発生することが予想されることから本市防災計画に新たに位置づけるとともに、火山災害対策を含めた計画となることから名称を「風水害等対策編」に変更した。

<想定される火山噴火及び主な影響>

- ・富士山の大規模噴火（1707年宝永噴火をモデル）を想定

本市には火山灰の到達が予測され、国等が策定した富士山火山防災マップによると本市域内の火山灰の層厚は10センチ前後、本市全体の降灰量は約5800万立方メートルである。

- ・多量の降灰により都市基盤等を中心に大きな影響が発生

道路や線路への堆積による交通機関の運行停止や道路通行どめ、目や喉の痛みなどの健康への影響、上下水道施設における水質変化や管路の詰まり、電柱等の碍子に、火山灰が付着した場合の漏電による停電などの発生が想定される。

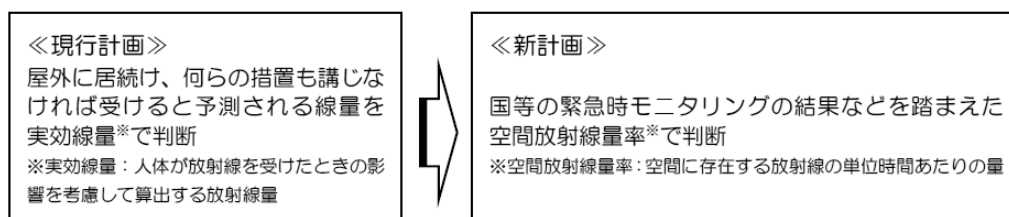
<計画に定める対策>

- ・噴火や降灰状況等を基準とした災害対策本部等の体制
- ・道路、鉄道、上下水道等の円滑な復旧に向けた対策
- ・宅地からの火山灰の排出方法、集積場所、運搬手段、処分方法

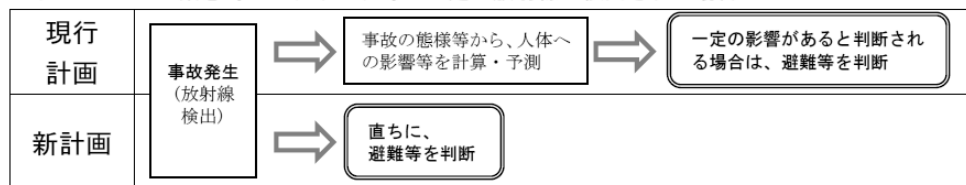
- ・火山灰の仮置き場としての空き地、未利用地の利用、国等と連携した最終的な処分場の確保
- ・建物・施設等における降灰への対応
- ・火山災害への備え等についての広報・啓発の実施
- ・関係事業者等との協定締結などの推進

イ 都市災害対策編（放射性物質災害対策）の主な修正内容

（ア）屋内退避・避難などの防護措置実施の基準・要領等の変更



《イメージ》 緊急時モニタリング等で一定の放射線が検出された場合



（イ）汚染スクリーニング（汚染検査）及び除染要領等の見直し

国からの指示に基づき、県等が実施する各種のスクリーニング、基準値を超えた場合の除染、医療処置などへの支援及び実施等についてより明確に規定。

（ウ）飲食物等の摂取制限を行う基準等の明確化

現行計画では主に汚染飲食物の摂取制限に関する措置内容のみを定めているが、国の基準、指示を踏まえ、地域生産物の摂取を制限する区域の特定や放射性物質検査の結果等に基づく飲食物の品目ごとの摂取制限等を実施することを規定。

（エ）災害復旧対策（中長期的な対策）の充実

汚染地域への除染や被災者等への支援など中長期的な災害復旧を行うに当たり、災害を発生させた原子力事業者が除染等のため必要な措置を行う義務があること、被曝による健康影響に加え長期間の避難等による心身の影響も含めた健康評価を必要に応じて実施することなどを規定。

（オ）本市放射線対策本部での活動内容の反映

本市が実施した大気中の放射線量測定のほか、小中学校、保育所及び幼稚園等の校庭・園庭、公園、プール、市民利用施設等における放射線量測定、水道水、農産物等の放射性物質検査の実施について明確に規定。また、雨水などによりごく局所的に空間放射線量が高まるマイクロスポットへの対応についても規定。

6 参考人からの意見聴取

本委員会では、有識者を参考人として招致し、意見聴取を行った。

(1) 参考人

株式会社 Z O A S 代表取締役社長 浅野 竜一氏

(2) 案件名

自助・共助を進める公助の取り組みについて

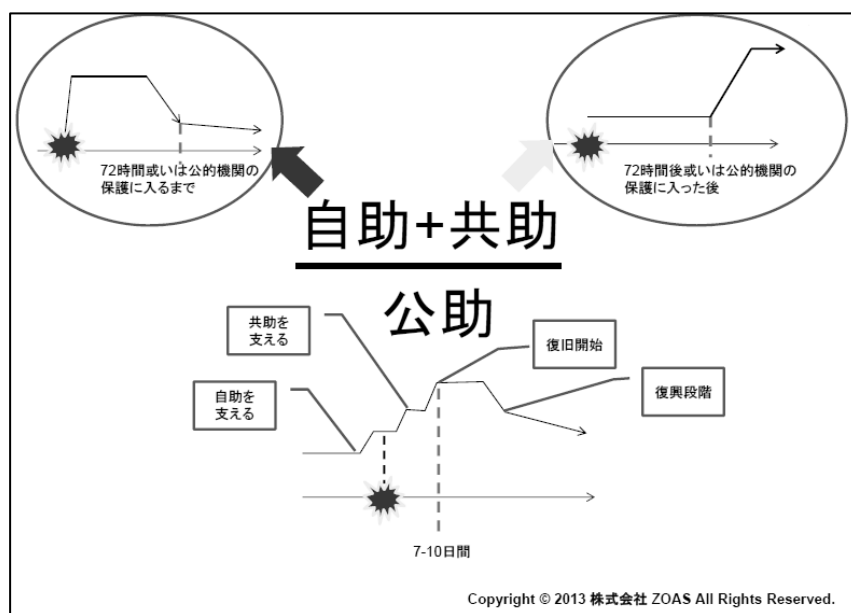
(3) 講演概要

<災害対策の基本>

- ・災害時に最も大事なことは、自分が生き残ることができて初めて人を助けることができるという、セルフレスキューファーストという考え方である。自己の安全確保を最優先すること、自己確保がレスキューの基本である。
- ・震災の予測については、中央防災会議の調査でも今後数十年の間に大きな地震が来るかというレベルであり、災害の発生時期・規模の正確な予測、被災する場所の特定はできない。つまり、災害のリスクは誰にも平等に訪れるということである。
- ・さまざまな災害対策が現在策定されているが、特徴的なのは策定者が被災者となる計算がされていないことである。企業で作成しているBCP（業務継続計画）でも、従業員も被災者となるという視点が抜けているため、発災時にどんな状況下であっても一律に従業員を会社に戻すというルールであるなど、現実的な計画になっているとは言えない。
- ・首都直下型地震が起こった場合、関東大震災以降初めて政府が被災者となる。政府関係者には、みずからを救う技術と計画が必要不可欠である。
- ・災害対策の原則は、自助、共助、公助であるが、公助の役割を果たすためには、公的機関の人間が生き残ることが絶対条件である。

< 発災時の段階別役割 >

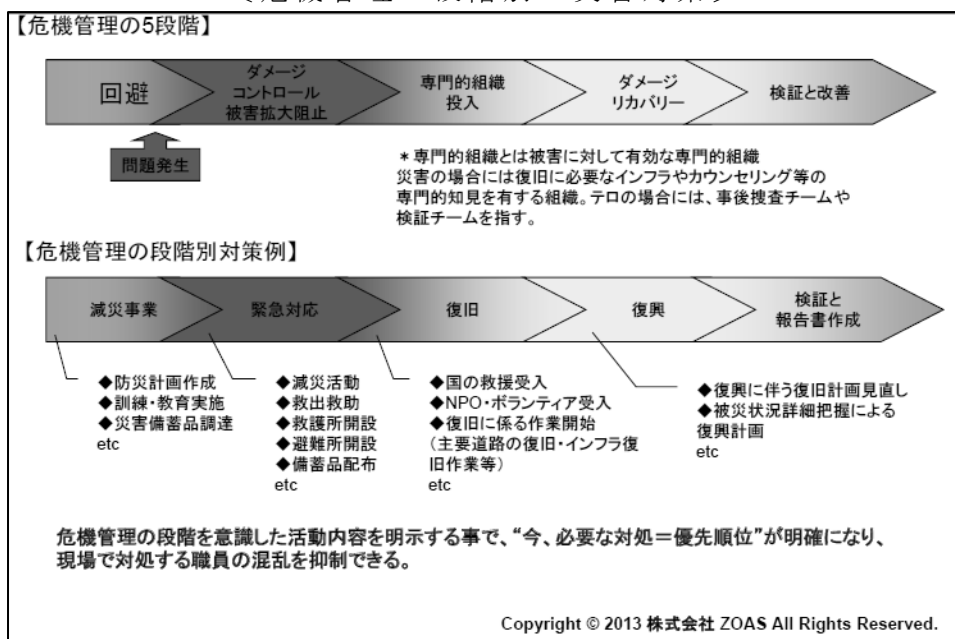
[発災前～復興までの公助の役割]



- ・ 公助の役割は、発災前は自助を支え、発災後は共助を支え、その後復旧を開始し、復興を行っていくものである。
- ・ 72時間というキーワードをよく耳にするが、この時間の意味を正確に捉えられていない人が多い。72時間とは人間が水をとらずに生きていられる限界時間である。
- ・ 自助のフェーズは人間が生存できる限界時間あるいは公的機関の保護に入るまでを指している。共助とは自助のフェーズが終了し公的機関の保護下に入ってからフェーズである。これは72時間共助をしなくてよいという意味ではなく、共助はあくまでも自助ができてからの段階であるので、一人一人の自助能力が高まることによって早く開始できるフェーズと言える。
- ・ 公助は発災前から始まっているフェーズである。自助を支えるために公助が果たせる役割は、発災前に個人の自助能力を高める教育を行うということである。発災後はできるだけ早期に公助を開始することによって共助フェーズを早め、共助を支えることが必要となる。
- ・ 復旧、復興のフェーズは発災から7日から10日後に開始するという基本的な考え方がある。このフェーズをいつから開始するかという判断は非常に重要で、平時と有事という発想の転換が求められることになる。

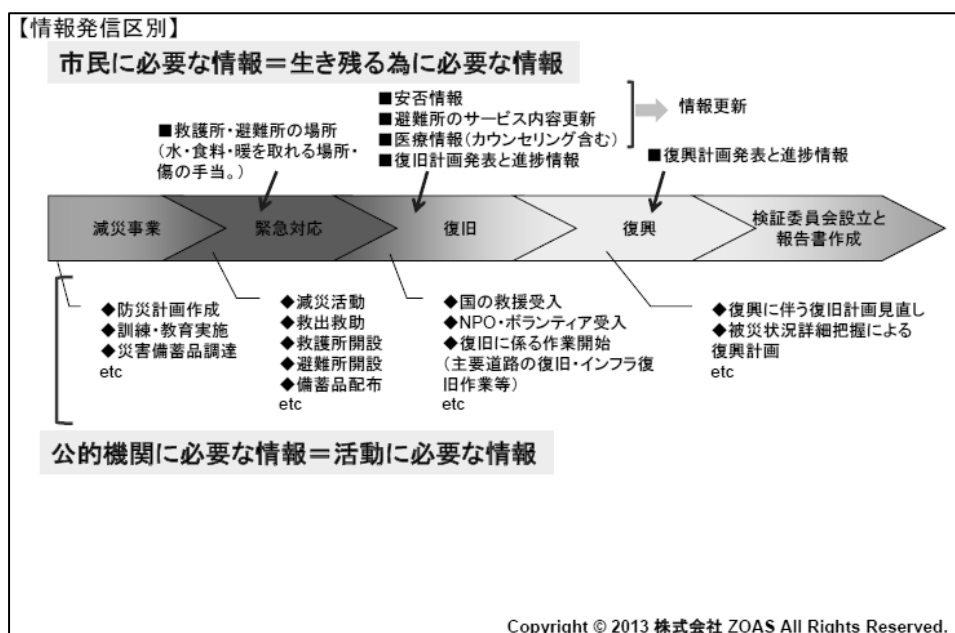
< 危機管理の段階別の災害対策 >

[危機管理の段階別の災害対策]



- ・ 危機管理には回避、被害拡大阻止、専門的組織投入、ダメージリカバリー、検証と改善という5段階が設けられている。災害対策においても、危機管理の5段階を意識した活動内容（減災事業、緊急対応、復旧、復興、検証と報告書作成）を明示することで優先順位が明確になり、現場で対応する職員の混乱を抑制することができる。また、現場での活動に混乱を来さないようにするためには、段階ごとに必要となる具体的な内容を明確にし、それを事前に訓練マニュアル等を作成して教育する必要がある。

[段階別の情報の変化]

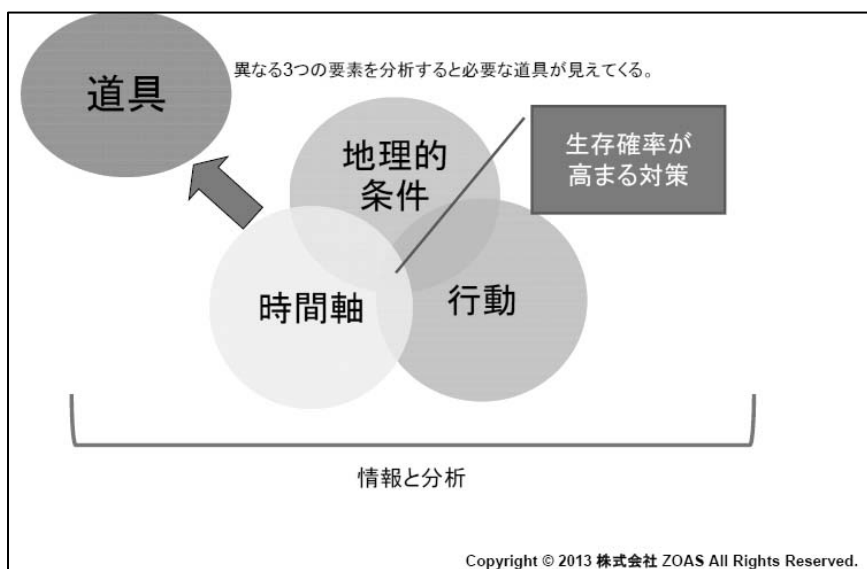


- ・災害時に市民が必要とする情報は生きるために必要な情報であるが、例えば救護所・避難所の場所といった情報は、いかに早く伝えられるかが重要であるので、発災する前の減災事業の段階から周知する必要がある。復旧の段階では安否情報や避難所のサービス内容の更新など、順次更新された情報が必要となる。それに対して、公的機関に必要な情報は道路の状況などの公助を行うために必要な情報となる。
- ・今がどの段階なのか、受け取るのは誰なのかということによって必要な情報は異なり、全てを一緒に流しても意味がない。情報を流していく側である公助の役割としては、段階に応じた必要な情報を区切って発信していくことが必要である。

<自助能力の向上>

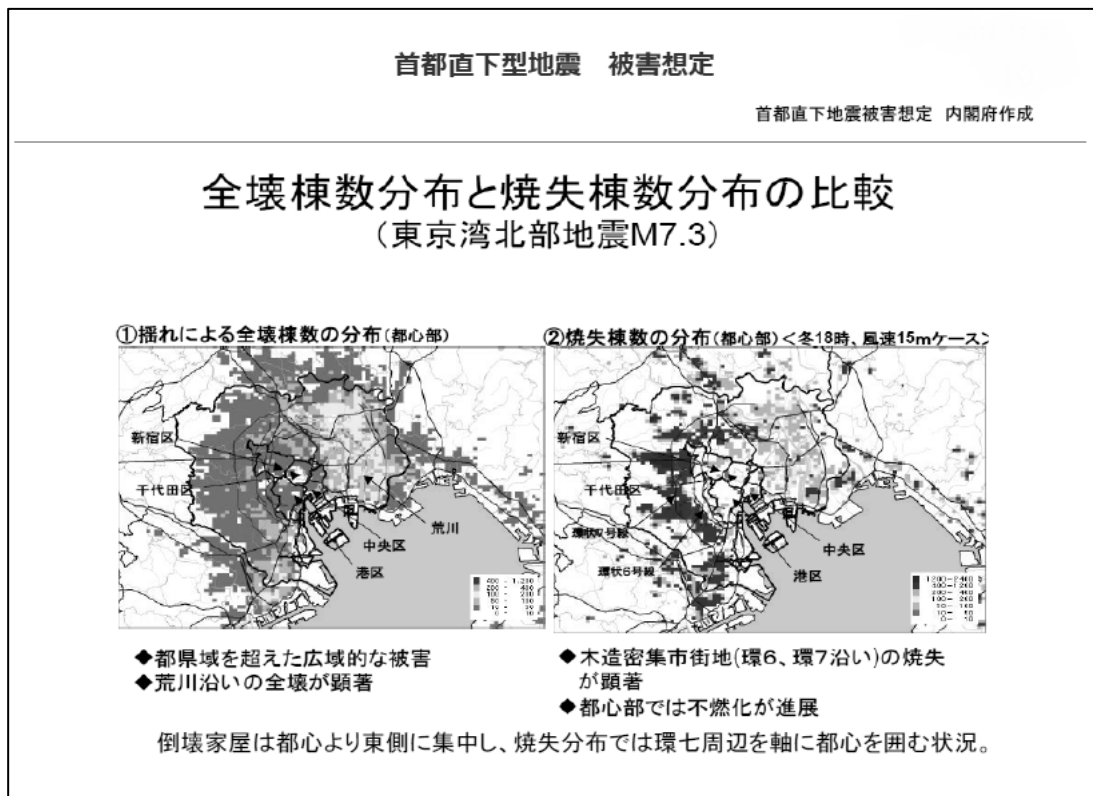
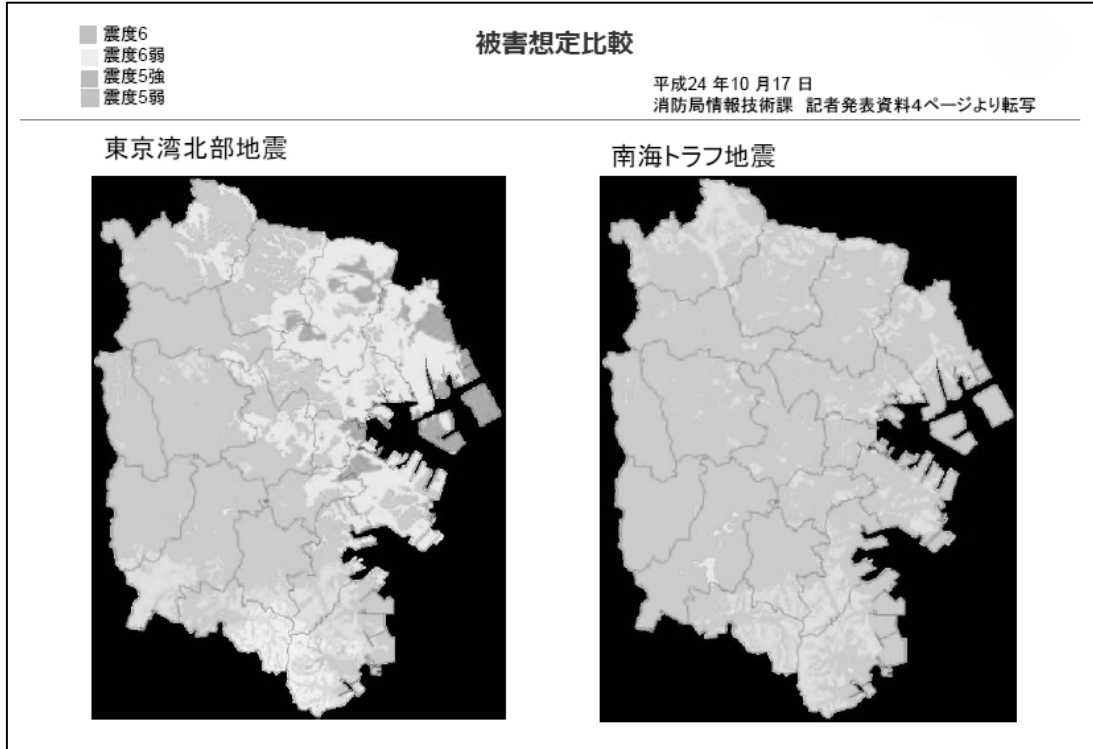
- ・発災直後は公的機関も自己の安全確保を優先する時間である。自助能力を高めることは大変重要な減災方法であり、被害の拡大を阻止することに欠かせない要素であるので、市民に危機管理の時間軸（＝公的機関の活動）を理解してもらい、生きるために必要な原理原則を身につけてもらうことが大切である。
- ・発災後72時間を自力で生きるために重要な要素は、体力の保持、体温の保持、水の確保というサバイバルの3原則である。体力や体温の保持については過信してしまう人も多いが、季節によっては思いがけず体力や体温を奪われてしまうこともあるので注意しなければならない。

〔生存の確率を高める3つのキーワードと道具選び〕



- ・災害への備えとして道具を揃えることは重要であるが、道具を選ぶときは地理的条件、時間軸、行動という異なる3つの要素を分析し、自分に必要な道具を選ぶことで生存の確率を高めることができる。

<地震被害想定から見る横浜市の対策>



- ・南海トラフ地震では横浜市の被害は軽微と予測されるが、東京湾北部地震では首都被害と連動し、横浜市にも大きな被害が予測される。
- ・首都直下型地震の被害想定では、倒壊家屋は都心より東側に集中し、消失分布では環状七号線周辺を軸に都心を囲む状況であるので、発災時には東京23区は封鎖され、区内から出ることはできても救助に関係する人しか入れないといった状況が想定される。東京湾北部地震のような首都被害が大きい地震の場合、横浜市は救済にとどまらず、被災者の受け入れ、帰宅困難者の支援、避難所・救護所の早期開設と適切な運営が望まれる。
- ・被害想定があらわす想定に応じて、各区での現実的な備蓄品や体制の整備が必要となってくる。
- ・ネットワークが遮断され、全体の指揮機能の低下する中では、自立分散型の対策が必要である。被害の内容も各区で異なる状況下においては、自立して災害対策を運用できる区づくりが理想的である。
- ・災害対策はミニマムサイズから考え、区ごとの自助機能を向上させ、大規模災害発生の場合は独立した指揮・運用を行う必要がある。
- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の際は海外から多くの方が来日される。当然テロ対策などにより道路規制等が行われ市民生活にも影響が出るが、こういった機会を通じて、安全を守るということ、災害対策について市民の方々に伝えていくことも重要である。

(4) 講演内容に対する委員意見概要

- ・平成25年の台風26号では、伊豆大島で真夜中に発生した土石流で多くの被害者が出た。行政が避難勧告を行うべきであったのかどうかが議論となったところである。自助能力の向上とともに、情報の発信も非常に重要で、どの段階でどう判断をするのかは難しい問題である。
- ・災害時に情報を得た際にその情報から危険を予知できる能力を高めるために、自然に体験しながら身につけられるような訓練ができるとよい。
- ・市民には発災時は地域防災拠点に行けば備蓄があるという認識があるが、実際にはそこまでの収容人数、備蓄は想定されていない。市民に対して3日分の備蓄をして自助ということを現実問題としてどれだけ浸透させられるのか。さまざまな手法で進めてはいるが非常に心配なところである。

- ・地震被害想定から見ても、帰宅困難者の問題などを含め、本市に求められる広域的な役割があると思う。
- ・備蓄庫の鍵を誰があけるのかということについて、鍵を地域防災拠点の町内会長や学校開放委員会の方が持っているというケースもあるかと思うが、発災時のことを考えると、地域防災拠点から一番近い所にお住いの方に持っていただくなどした方が現実的であると思う。
- ・市民に対して行政ができないことを伝えていくことも公助の重要な役割であるとする。例えば、発災時には救急車も駆けつけられないという具体的なことを伝え、市民意識を啓発することも大切である。

7 委員意見概要

- ・自然災害が発生して被害が起きた後の人的被害をどう食い止めるかという観点から地域防災拠点等での対応について検討したい。
- ・予防、備えというところを進める啓発について、市民と教育の現場である学校、企業、町内会等地域の防災組織にどのように徹底し周知するのか、配布されたパンフレットについて日常的にしっかりと家族で議論してもらい、集まりがあったらそこで知らせていくなど活用方法をもっと研究し、徹底していくことが必要である。
- ・市民が地震に備えて何かしようとなったときに、その意欲をきちんと受けとめられるように行政は具体化する必要がある。
- ・災害が起こったら相当な量の救援物資が港を経由して入ってくる。港自体の耐震化だけではなく、そこから物流として流れていかなければならないが、大量の物資をどこで保管するのか、どういう形でそこから運ぶのかといったシステムの話があまりされていないので、そういった視点で本市の今後の災害対策を考えていきたい。
- ・自助、共助を推進する視点で言えば、公助ができる部分は何なのかということをも市民に率直に伝えることも必要である。その前提で自助、共助をどうやって具体的なものにするのか検討することが大事である。
- ・自助が何なのか、共助が何なのか、公助が何なのかということと、何をどこまで自分たちができるのか、公がやれることはどこまでかということをも再度確認

していく必要がある。

- ・自助、共助、公助の役割を確認することは本当に大切で、例えば浸水被害の場合は行政はこういった場合にここまでできる、その後はどのように避難しなさいという情報は、市民にとって非常に大切であると思う。市民にわかりやすい情報提供が必要である。
- ・災害時要援護者の対策について、横浜市震災対策条例の改正に伴い意見募集などを行い、個人情報取り扱いなどを詰めていくと思うが、その内容を受けて地域の防災組織がどのように対応していくかというのはこれからであると思うので、進捗状況など確認しながら議論できたらよい。
- ・富士山を初めとする火山噴火など、災害というのは地震だけに限ったものではない。いろいろな災害が想定されると思うので、そこも踏まえた議論が必要である。
- ・受水槽というのは応急給水の選択肢の一つになる。経費も意外と安くできるということもあるので、財政局の中に公共施設を串刺しにして企画を行う部署があるのだから、しっかりと連携して進めてほしい。また、発災時に広域連携ということで他都市から応援が来た場合、どこの受水槽に水が何トンあって今何トン足りないかがわかれば、給水車を1カ所に置かずにタンクに水を入れて広範囲を回れるという利点もあるので、そのようなデータ化をして活用してほしい。
- ・東京都がモデル事業も含め、消火栓を活用した応急給水を進めているところでもあり、本市でもその取り組みを進めてもらいたい。簡単な器具を使って消火栓を90度しか回らないようにし、年2回の防災訓練で誰でも操作できるようにすれば、町内会単位でその操作方法や情報を拡散してもらえるので非常に有効だと思う。
- ・災害時における公園の活用、整備という観点で、地域にある公園の災害時の活用、共助としての活用、生活圏にある公園としての活用といったことについて区役所や自治会町内会の中でもう少し掘り下げて議論をしてほしい。
- ・公助といっても、市の役割と各区の役割は当然変わってくるので区に働きかけを行っていくことも非常に大事である。市と区に災害対策本部ができるというのは政令市のよい特徴にしていかなければいけない。発災時に区がどの程度の

権限を持てるのか議論していかなければいけない。

- ・ 幼稚園は県の所管ではあるが、区の防災対策連絡会議に幼稚園関係者が入っている区と入っていない区がある。区内にある施設として役割を具体的に認識しておくことは大事であるので、全区の防災担当者が集まる機会があるのであれば、全市的な枠組みとして共有化してほしい。運用面は各区でよく話をして決めていけばよいと思うし、区にもある程度の権限を持たせなければいけないと思うので、そういった視点で進めることで市の役割、区の役割が明確になってくると思う。
- ・ 予算に関しては運用面を含めて事業計画に照らしてどの程度必要になるのか、きっちりと確認しながら進めてほしい。
- ・ 発災時の物資供給について、現実的な問題としてどれだけの量を受け入れて、日量でどれだけさばっていくかといった想定はできているのか。首都直下型の地震が起きた際には、横浜港に入ってくるものは横浜市内に供給するものだけでなく広域に供給するものになってくる。事業者からはその点について不安があるといった話も聞いているので、よくヒアリングをして現実的に想定できるものに計画をブラッシュアップしたほうがよいと思う。
- ・ 発災時の物資供給については、被害想定を踏まえた上で物流を計画すべきである。
- ・ 方面別の備蓄庫について、津波を想定したより安全なところへの備蓄を検討すべきではないか。被害想定を踏まえて、備蓄庫が1カ所被災した場合そこにどれだけの備蓄があつてどう供給されるのかというシミュレーションをしっかりと行うべきだと思う。
- ・ 地域には公民館があり、公園には集会所、ログハウスがある。日ごろから地域の中で愛護会やいろいろな人たちが使っている場所なので、地域防災拠点に備蓄品を取りに来られないということも想定して、このような場所への物の流れをどうするか今後検討してほしい。
- ・ 被害想定も出ていることなので、物流拠点や備蓄庫などについて、そこが使えなかったときに次にどうするのかというできる限りの想定をしておくことが必要であると思う。地域の方にもこれがだめだったらこういう手段をとります、この場合にはこういうおくれが出るかもしれませんなどという情報を伝え、い

ろいろなパターンを想定した第二、第三の手段を考えておくべきである。

- ・路面下空洞化調査について、緊急輸送路に限らず、物資輸送の各拠点等から物流業者が輸送する際に使用する道路についても、緊急輸送路と重要拠点をつなぐ道路という位置づけにし、対応すべきであると思う。
- ・物資の輸送について、通信手段など発災時の具体的な動きなどは可能な限り平事のうちに物流業者との間できっちりと詰められている状態にしてほしい。
- ・木造住宅密集市街地対策については防災上課題のある地域として指定された660ヘクタールにとどまらず、心配な地域がもっと広大にある。そこをどうするかというのは重要な課題であるのでぜひ力を入れてやってほしい。
- ・木造住宅の耐震の問題について、耐震化事業はやらなければいけない大事業であるのでいろいろなメニューを組み合わせ、結果として耐震化ができていくようにする必要がある。啓発もそのメニューの一つで、耐震化基準に達しない家に住んでいる場合には自分の力で耐震をしてもらうというのも大事な方向性で、自力で耐震できる人を何万とふやすというのも必要である。啓発も含めてもっと知恵を絞ってほしい。何でもかんでも耐震化すればいいと言っているのではなく、まちづくりを含めて潰れない、燃えにくい町をつくってほしい。
- ・新たな施策展開として耐震シェルター、防災ベッドについて少し工夫をして、東京都のように独自の認定を行うなど、柔軟な発想をもって取り組みを進めることも検討してほしい。
- ・耐震シェルターについては、建てかえが必要な家にも設置するのかという問題や1階にしか設置できないといった問題もあるので、補助金制度や技術的なアドバイスといった情報発信をしていくのも公助の役割だと思う。
- ・住宅密集市街地対策については空き家の問題も大きい。空き家には定義がなく、そこが燃えたり倒壊したときに誰が責任を持つのかという問題は行政がやっていくべき課題ではないかと思う。誰も住んでいないような、地域からも要望が出ているところをどうするのか。政策局が中心となって本市の政策課題の一つとして捉え、空き家という定義をつくってしっかりと問題を共有して進める必要がある。
- ・災害時医療体制について平成25年に体制の見直しを行ったが、発災時にうま

く機能するような訓練を行うべきである。市と区の無線などの通信訓練のほか、医療救護隊の編成・地域防災拠点への巡回診療、医療救護隊と各区の連携といったものがスムーズに進むかどうか、机上の想定だけではなく、実際的な訓練として実施し課題を明らかにすべきである。18区で状況もさまざまであるので、局はその実態も把握した上で必要な修正などを行ってほしい。

- ・医療救護隊を結成する医師は区内・外にあり、医師の高齢化が進んでいる区もあるので、災害時に医師が来られるのかどうかという課題があると聞いている。実際に参集できる医師の数、看護師の数等をきちんとシミュレーションしておかないと医療救護隊がどれだけ編成できるのか危惧されるところである。区によっては、災害時にボランティアとしてサポートしてくれる保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を持っている人を募集したりもしているが、これは区に任せるだけではなく局も応援体制を組んで一緒になって取り組んでほしい。
- ・阪神淡路大震災では、発災直後は脳挫傷、打撲、やけどといったけがが多かったが、発災から日にちが経過してくると違った状況になってくる。そういったことを考えると、医療救護隊に必要な医師の専門分野というものが想定されるのではないかと思う。医療救護隊の役割があくまでも応急的な、軽症者に対する医療ということであれば、被災を免れて診療可能であるという方に旗を立ててもらい、そこに医師が何人いるのか、何の治療ができるのかなどの情報を行政で集約して把握し、発信するような仕組みを関係機関で協議して構築するなど、災害時医療体制が速やかに稼働できるようにしなければならない。
- ・発災時には道路などのインフラが使えなくなる可能性もあるので、医療のような分野は遠方からの応援というよりも、まずは一番身近な区という単位で体制がとれるようにしなければならない。医療関係者の体制と同様に、医薬品などの備蓄品についても課題がある。
- ・発災から時間が経過してくると必要となる医療の内容も変わりいろいろな連携も必要になってくると思うので、さまざまな角度から検討を進めてもらいたい。
- ・災害時要援護者の方の名簿について、同意した方のみが掲載されている町内会単位で作成している名簿と、同意のない方も含めて本市が災害時に提供する名簿がある。今後情報共有方式となって拒否をした方以外の名簿を協定を結んだ自治会町内会に提供するということだが、顔の見える地域単位の名簿でなけれ

ば災害時の活用は難しい。このほかにひとり暮らし高齢者見守り支援事業の名簿もある。名簿の名前は違っても地域でかかわる人は民生委員を中心に同じ人なのでいざという時に活用できるような整理が必要である。

- ・ 発災後に改めて全ての要援護者名簿を配付するとのことであるが、その配送方法はどのような形になるのか。道路が通行どめになった場合に歩いていくのか、バイクでいくのかなどいろいろな課題があるので、図上訓練などの具体的な訓練が必要ではないか。
- ・ 要援護者名簿を発災後に改めて配付された場合、新たな名簿がどさっと来てそこから確認作業というのでは地域が混乱するのではないか。平常時であればそれもできるかもしれないが、人もいない、電気がつくかどうかもわからないような状態の中で改めて名簿を精査するということは現実的ではないので、行政でも工夫できるところは検討してもらいたい。
- ・ 地域防災拠点における要援護者のスペースについておおむね3教室程度としており全ての拠点での確保は難しい面もあると思うが、さまざまな工夫の中でできる限り近づけてほしい。
- ・ 特別避難場所の指定については既存の施設については既に依頼がされており、収容できる人数には限りがある。実際に受け入れをするに当たっては地域防災拠点の様子を見ながら区災害対策本部長が決定していくと思うが、発災時は非常に現場が混乱すると思うので、事前のシミュレーションをどれだけしっかりできるかが重要であると思う。
- ・ 要援護者名簿作成について、作成がされていない地域はまだある。難しい課題もあるのかもしれないが、有事の話であるので地域の方に丁寧に働きかけをして多くの地域で理解を得てほしい。
- ・ 要援護者支援について議論されている事柄は非常に大事なことで、発災時の対応は行政としては物すごく重要な課題になってくると思うので、要援護者という言葉の定義を広く共有してほしい。
- ・ 現在検討されている要援護者支援は、本人が自宅や日ごろの活動場所において家族などの支援を得ながら避難するということをイメージしているが、外出先で災害に遭う場合を想定した何らかの支援の仕組みというのも必要ではないか。音の聞こえない方に対する支援や、知的障害があつて突発的なことに自分では

うまく活動ができない方への支援、言葉でうまくコミュニケーションがとれない方に対しての支援などが危惧されるが、他都市ではヘルプカードなどをつくって周囲の方に見せるといった取り組みもあるし、ヘルプカードもホームページから簡単にダウンロードできたりするので本市でも検討すべきではないか。

- ・要援護者支援については、本人ができること、共助、公助ができることについて事前によく話をしておく必要がある。発災時に起こり得るさまざまなケースを想定し、誰が要援護者でその人を誰がサポートするのかなど事前に打ち合わせておく必要がある。要援護者名簿の活用についても、本人の意向も踏まえておく必要があるし、見守る体制の訓練やお互いの意思疎通をしっかりと行っておくべきである。
- ・要援護者に対する避難支援については、名簿の取り扱いも含めてさまざまな課題があるので、対象となる要援護者の方だけではなく市民全体の共通認識としていけるように丁寧に議論して進めてほしい。
- ・民間ではさまざまな技術の研究が進んでおり、災害対策に有効なものも多くあるので、そういった分野にもアンテナを張って、いろいろな角度や視点で減災対策を推進してほしい。
- ・民間からの提案で作成した減災や防災について紹介するリーフレットを市内の全幼稚園児に対して配布している。市民への啓発については「わが家の地震対策」を中心に実施していくということであるが、幼稚園児に配布しているリーフレットは本市の意向を反映した形で民間が作成しているもので啓蒙ツールとして成り立っている。それを学習した子供たちが小学校に上がってくるという前提で、局間でしっかりと連携して効果的に進めてほしい。
- ・自治会町内会が開催する自助・共助の大切さを知るための防災に関する勉強会に多くの区の職員が出向き、「わが家の地震対策」を使って説明をする取り組みが行われている。啓発に特効薬のようなものはなく地道に取り組んでいくしかないが、地域住民と職員と一緒に防災、減災について取り組むことで、お互いに知恵やエネルギーをもらうことができる。地域からも大変に好評で効果的であると思う。
- ・地域防災拠点の備蓄庫に何がどのくらい備蓄されていて、方面別の備蓄庫等に何があるのかを地域でどの程度把握されているのか。各拠点の運営委員は把握

できているのかもしれないが、新たに地域防災拠点が設置された場合、誰が備蓄庫の鍵を持ってあけに行くのかなどの課題もある。

- ・ いろいろな災害を経験して強く感じるのは、自分の力で助かるということ、自助という意識づけをどれだけ多くの人に浸透させられるか、それを頭ではなくて身につけてもらえるかということが重要であると思う。
- ・ 自助の大切さと同時に、共助によって助けられたという事例も多い。今後の取り組みで地域の防災活動を牽引する人材の育成があるが、現実問題として、向こう三軒両隣で知らない人がいるというような状況では助け合いというのはなかなか難しい。向こう三軒両隣ぐらいの顔の見える関係で共助の意識を持っていないといけない。
- ・ 「わが家の地震対策」について映像版を作成したのであれば、区役所での放映もそうだが貸し出しも含めて積極的に活用してほしい。今後作成する事例集なども、学校で実施する防災教育や自治会町内会の勉強会のツールにするなど工夫してほしい。
- ・ 発災時は自分の命は自分で守る、自分の家族は自分たちで守るとというのが備えとしては最大のものではないかと思う。備えをするに当たっての重要なツールとして「わが家の地震対策」を全戸に配布したのだから、配布だけにとどまらず、きちんと活用されるようにしなければならない。各家庭の中でこのパンフレットがどう受けとめられてどのように使われているのかという実態を行政は把握しておくべきである。減災の意識を市民に定着させるということは非常に大変なことなので、全庁的に取り組んで徹底して推進してほしい。
- ・ 子供たちへの防災教育について、まず自助の大切さ、自分の命は自分で守るということを伝えていくというのは大前提であるが、自助というのは自分さえ助かればよいということではなくて、まずは自分の身を守ってそれから人を助ける、何かの役に立つという共助の精神も大切なのだということも、あわせて理解してもらいたい。子供たちには自助、共助、公助という言葉の意味、役割についてしっかりと認識して身につけてもらいたい。
- ・ 横浜市防災教育の指針・指導資料を小中学校、特別支援学校に配付して活用するとなっているが、「わが家の地震対策」と同じで、配付するだけにとどまってしまうては意味がない。学校現場の中で、この指針・指導資料に示されてい

ることがどう生かされているのかなど、活用内容についてしっかりと把握していく必要がある。

- ・ 登下校時や大人がいない在宅時など学校の管理下でない時に被災した場合の対応についての防災教育も重要である。そういった場合に自分はどう自分の身を守るのかということについて、家庭教育、地域教育も必要であるが、学校教育の現場においても学習の時間を設けてほしい。
- ・ 近代化の象徴としてマンションなど集合住宅に住む人たちがふえたということがあると思う。横浜市民防災センターの再整備に当たっては、エレベーターが使えない場合の避難方法など集合住宅に住む人特有の被災状況にも対応した体験設備を設けるなど工夫をしてほしい。
- ・ 横浜市民防災センターは、大都市横浜にふさわしいものとして再整備してほしい。横浜市にとって関東大震災の体験は非常に貴重な歴史であるので、そういった展示も工夫して、都市型地震について学べるような設備としてほしい。
- ・ 本市の防災計画について、現在国で検討を行っている地下街安全避難対策についての検討結果も踏まえて反映してほしい。
- ・ 火山災害対策については、富士山等で大規模な噴火が発生する可能性もあることから本市においても非常に重要であると感じていた。火山灰というのはガラス片なども混じったものなので、層厚10センチメートルの降灰というのは人的被害も懸念されるところである。また、火山灰の除去、収集、運搬、処分等をどう行っていくのかが非常に重要で、今後関係局と連携しながら、総務局で一元化して対応に当たってほしい。

8 調査・研究テーマ「自助・共助を進める公助の取り組みについて」のまとめ

(1) 本市の現状及び課題

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓から、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることが明らかになった。国の防災基本計画には地方公共団体はあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による被害を想定し、その結果に基づいて減災対策の推進に努める旨が規定され、本市においても平成24年10月にこれまでの地震被害想定を抜本的に見直し、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフの大連動地震の3地震、慶長型地震に関しては津波に関する被害想定を行った。さらに、平成25年3月にはより一層の被害の軽減を目指す「減災目標」を設定した横浜市防災計画「震災対策編」の修正を行い、減災目標を達成するために必要な対策を効果的、効率的に実施していく「横浜市地震防災戦略」を策定した（被害想定の対象：地震は元禄型関東地震、津波は慶長型地震）。減災目標は減災効果の高い対策の重点的推進、着実な進捗を図るため可能な限り各対策の数値目標を定めたものとなっている。また、地震対策のみならず、平成26年1月には富士山の大規模噴火を想定した火山災害対策などを盛り込んだ横浜市防災計画「風水害対策編」及び放射性物質災害対策を盛り込んだ「都市災害対策編」の修正も行われている。

これまでの震災経験からも、減災効果の高い減災社会を実現するためには、自助、共助が不可欠である。本市においても、行政も被災が想定される中で、自助、共助を強力に進める施策が求められており、庁内を横断した地震防災戦略推進プロジェクトを設置するなど、従来の枠組みだけにとらわれない、スピード感を持った取り組みが行われている。

しかしながら現時点では、自助、共助、公助の役割について市民がしっかりと認識し、市民の具体的な減災行動に結びつくような段階には達してはおらず、知識の普及や人材の育成が十分であるとは言えない。また、公助として行うべきハード整備や災害時における制度・仕組みづくりについても、被害想定や発災時に起こり得る状況を踏まえたシミュレーションをより綿密に行い、現実的な訓練や計画を検討するべきであろう。

自助、共助を強力に推進し、減災目標を達成するためには、それぞれの課題についてより丁寧な対応が求められるところである。

(2) 本市に求められる公助の役割

自助、共助、公助を災害対策の原則として取り組みを進めるに当たり、市民一人一人の自助能力を向上させることは減災効果が非常に高く、行政も被災するという現実の中で、発災後にいかに多くの人が自助で生き抜くことができるかは、共助や公的機関の支援開始、復興に至るまでの時間軸に影響を及ぼす重要なポイントである。

自分の身はまず自分で守るという自助の役割を一人でも多くの市民が正しく理解し、行動につなげるためには、防災意識の啓発や実際に起こり得る状況を想定した訓練が重要である。啓発というものは一朝一夕に浸透するものではないが、未就学児、小中学生、高校生に対する防災教育については発達段階や連続性を意識したり、広報物の配布にとどまらず地域の中に行政も参加して積極的な啓発を行うなど、具体的な減災行動につながる内容で丁寧に実施をすべきである。発災時には行政も被災すること、公的機関が支援できる範囲、共助の前に自助が必要であることなど、自助、共助、公助それぞれの役割について事前にしっかりと市民に伝えることも公助が行うべき役割の一つである。

災害に備えたハード整備や制度・仕組みづくりも公助が担うべき重要な役割である。発災時の物資供給や医療体制など市民の避難生活の根幹を支えるような仕組みについては、被害想定や人員体制などを踏まえたより現実的なシミュレーションを行い、協力をいただく関係者とも緊密に連携をしながら実効性の高い仕組みを構築していくべきである。また避難生活を支える地域防災拠点の運営についても、受水槽の活用、防災備蓄庫の鍵の運用、要援護者スペースの確保など、発災時に混乱を来たさないような事前の備えが重要である。有事には市民に身近な区単位での減災が重要となるので、区の特性を考慮し、権限のあり方なども含めた検討が必要であろう。さらに、帰宅困難者支援や物資供給など本市に期待される広域的な役割も大きく、市内だけに目を向けるのではなく、広い視野での検討も進めてほしい。

地域の共助を進める仕組みの整備も公助の重要な役割であるが、災害時要援護者名簿などは作成する仕組みをつくるだけでなく、発災時に地域が混乱することなく支援できるようなサポートを事前の備えとして行うべきであり、共助の意識が高い市民の力が地域で最大限発揮できるような公助が必要であろう。

終わりに

本委員会は昨年度に引き続き減災対策の推進について調査・研究を行ってきたが、今年度は災害対策の原則である自助、共助、公助それぞれの役割の再確認を行った上で、公助に求められる役割は何なのかということに焦点を当て、1年間議論を行ってきた。

自助、共助を支える公助の取り組みや公助が行うべき取り組みについて、市当局から事業説明を多岐にわたって聴取し、さらに有識者からの意見聴取を行うなど、さまざまな角度から議論を深めることができたのではないかと考えている。

平成26年度に策定される新たな中期計画の基本的方向の中では、未来に向けて解決すべき課題の一つとして、東日本大震災を踏まえた強靱な防災・減災都市に向けた取り組みの強化が挙げられている。災害に強い「人づくり」「地域づくり」「まちづくり」を柱とする取り組みは、自助・共助の推進、燃えにくい町・燃え広がらない町の実現、局地的大雨に強い町の実現など、地震対策にとどまらない防災・減災に係るさまざまな施策の推進、強靱な防災・減災機能を備えた都市を目指すものとなっている。

本委員会においても、自助、共助の重要性を改めて認識するとともに、それらを強力に推進する公助について多くの意見を述べてきた。平成26年度予算には地域の防災活動を牽引する人材の育成を実施する共助推進事業や町の不燃化を掲げる防災まちづくり推進室の新設などが盛り込まれているが、従来の枠組みでは解決が困難であったさまざまな課題に対して、スピード感、実効性をもって対応していくことを期待したい。

○ 減災対策推進特別委員会名簿

委員長	源 波 正 保	(公明党)
副委員長	遊 佐 大 輔	(自由民主党)
同	望 月 高 徳	(未来を結ぶ会)
委員	清 水 富 雄	(自由民主党)
同	嶋 村 勝 夫	(自由民主党)
同	鈴 木 太 郎	(自由民主党)
同	山 田 一 海	(自由民主党)
同	加 納 重 雄	(公明党)
同	斉 藤 伸 一	(公明党)
同	菅 野 義 矩	(民主党)
同	森 敏 明	(民主党)
同	串 田 久 子	(未来を結ぶ会)
同	岩 崎 ひろし	(日本共産党)
同	丸 岡 いつこ	(神奈川ネット)